

大綱の策定について（案）

平成27年8月27日

1 名称

鹿児島県教育に関する大綱（仮称）

2 素案の内容

2～5ページのとおり

3 対象期間

平成30年度まで

※参考

鹿児島県教育振興基本計画の対象期間
：平成26年度～平成30年度

4 今後のスケジュール

- (1) 秋頃を目途に大綱（案）を作成
- (2) 第3回総合教育会議において、大綱（案）を協議
- (3) 本年度内に大綱を決定

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 （略）

基本目標（案）

○ 未来創造 鹿児島の教育

これからの中社会は、国際化、情報化、科学技術の発展などが一層進展するなど、変化の激しい先行き不透明な時代と言われており、新たな未来を創り出すことのできる人材を育成する本県の教育を展開していく。

○ 人づくり 未来づくり 鹿児島の教育

教育は、県行政における最も重要なテーマであり、将来の社会を担う人材を育成することにより、本県の未来を構築していく。

○ 明日を紡ぐ 鹿児島の教育

教育は、乳幼児期から大人へと生涯にわたって続くものであり、また、その場は家庭から学校、企業、地域へと多岐にわたるものである。各段階での糸を紡ぐような地道で確かな教育により、本県の未来を構築していく。

○ 発進。鹿児島教育新時代

今回の大綱策定を機に、教育、文化、スポーツ、学術それぞれの分野が再度教育的視点や方向性を再構築し、県行政が一体となって各種施策を推進することにより、新しい時代をリードする人材を育成する。

○ 未来の「かごしまっこ」づくり

未来への夢・希望を抱き、他人への思いやりの心をはぐくみ、切磋琢磨しながら自らを高めていく「かごしまっこ」づくり

○ 将来を切り開く「鹿児島人」づくり

郷土に誇りを持ち、これからの中島を創造していく、豊かな感受性を持ち、自らの将来を切り開いていく「鹿児島人」づくり

※「鹿児島（漢字表記）」、「かごしま（平仮名表記）」は今後検討。

基本方針（案）

1 本県教育の取組における視点

(1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重

いつの時代の教育でも、個人の尊重、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を大切にする心、幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性を育むことが大切です。

また、文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎをもたらし、豊かな人間性を涵養し、創造力や表現力を育むものであり、スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものです。ライフステージの各段階において、文化芸術やスポーツ活動に親しむ習慣をつくることが大切です。

(2) 社会の変化への的確かつ柔軟に対応する能力の育成

社会の変化に柔軟に対応するための創造力や、問題を自らの力で解決していくこうとする主体的な態度、また、今後ますます進展するであろうグローバル化や情報化社会に対応できるコミュニケーション能力、ICTを活用する能力等を身に付けた人材の育成を目指します。

さらに、県民が、進歩の著しい世界的、先進的な研究等に触れる機会を設けるなど、明日の未来を担う人材育成に資する学術振興を図ります。

(3) 学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働

学校、家庭、地域、企業等それぞれの本県教育における役割を見直し、各々の役割を確実に果たすとともに、積極的に他に働きかけて成果を増幅させるなど、それぞれとの連携や協働を図りながら施策を推進します。

特に、文化やスポーツの振興は、県民の心のよりどころとなり、人々の地域に生きる誇りを醸成するものであり、地域コミュニティが主体となる活動を推進します。

(4) 郷土の教育的な伝統や風土の活用

本県には、教育を大事にする伝統や精神、風土があり、豊かな自然、日本の近代化をリードした歴史、地域に根ざした個性あふれる文化、全国に誇れる農林水産業等の産業、様々な分野で活躍している人材など教育的資源も豊富です。

特に、平成30年には明治維新150周年を迎えることから、それに中心的役割を担った鹿児島の歴史や先人の遺業について、国内外を問わず改めて再認識されるような取組を推進します。

また、地域全体で子どもたちを育てるという伝統的な地域の教育力も残っており、これらを有効活用して施策を推進します。

2 本県教育施策の方向性

(1) 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

基本的な生活習慣や人としてしてはならないことなど、社会生活を送る上で持つべき最低限の規範意識を養うとともに、法やきまりを遵守し、適切に行動できる人間を育てることが重要です。また、子どもたちが、安心して学習に取り組むためには、所属する集団の仲間による支援や助言等が不可欠です。

変化の激しいこれからの中を生き抜いていく上で、子どもたちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力を育む教育を推進します。

(2) 能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

子どもたちが、変化の激しいこれからの中を生き抜いていくために、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する能力を育む教育を推進します。

また、伝統や文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、先進的な学術に触れることにより創意進取の気風を醸成し、体験活動を通して望ましい勤労観・職業観等を身に付けさせます。

さらに、環境教育や情報教育などの社会の変化に対応した教育や、子ども一人一人の自立と社会参加に向けて障害の状態や教育的ニーズに応じる特別支援教育を推進します。

(3) 信頼される学校づくりの推進

学校においては、教育の目標が達成されるよう心身の発達段階に応じて、組織的・体系的な教育が行われなければなりません。

学校がこの役割を十分に果たし、信頼される学校づくりを推進することは、活気ある地域社会づくりにもつながります。

また、信頼される学校づくりの推進に当たっては、教職員の資質向上や安全・安心な環境づくりなどにも取り組みます。

(4) 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

教育の振興には、地域の担う役割は大きいものがあります。本県には、「人の子も我が子も地域の子」という言葉があるように、子どもを地域で育てるという風土が、現在でも残っています。

今後も、全ての県民が地域全体で子どもを守り育てるための取組を推進します。

(5) 生涯学習社会へ向けた環境づくりとスポーツ・文化の振興

生涯学習社会の中で、子どもから大人まで全ての県民が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、あらゆる機会にあらゆる場所で学ぶことができ、その成果を適切に生かすことができる環境づくりを目指します。

また、平成27年に本県で開催される国民文化祭を契機に、県民の文化活動への参加の気運を高め、新しい芸術文化の創造を促します。

さらに、平成32年に本県で開催される国民体育大会に向けた取組を通して、県民にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して健康増進と体力向上を図り、本県スポーツの振興を図ります。